

矢田野児童クラブ運営規定

(目的及び方針)

第1条 この事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づき、小松市立矢田野小学校の児童のうち、放課後の保育にかける家庭の児童を対象として、その子ども達が自由に過ごしながらも、支援員が常にいて、安全に配慮しながら、男女年齢の異なる児童たちが昼間の兄弟姉妹として生活する場所を与え、健全な成長・発達を援助するために、放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。

(名称等)

第2条 この事業を行う主たる場所は矢田野子育てセンターとし、名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 矢田野児童クラブ（通称名 矢田野学童クラブ）

所在地 小松市上荒屋町ナ1番地2

(事務所)

第3条 この矢田野児童クラブの事務局は、矢田野子育てセンターの事務所内に設置する。事務局長を矢田野学童クラブ所長とし、事務員を矢田野学童クラブの支援員とする。

(運営)

第4条 この事業は社会福祉法人 南陽福祉会が小松市より矢田野子育てセンターを借り受け、その事業の運営に関して小松市との委託契約に基づき運営する。

2 年間及び月間プログラム等は支援員で作成し運営する。

(事業計画・予算・決算)

第5条 この事業の事業計画、予算及び決算は、運営委員会において議決、並びに承認を得ることとする。

(職員の種類、員数及び職務の内容)

第6条 この事業を行うにあたり、職員の種類、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

放課後支援員は2名以上とするが、そのうち1人を除き、補助員（支援員を補助する者をいう。）をもってこれに代える場合がある。

主な業務は、次のとおりとする。

- (1) 子どもたちの保育（外遊び、室内遊び）
- (2) 出席簿や指導日誌の記録
- (3) お便りの発行と連絡帳などの記録
- (4) おやつの準備
- (5) 家庭との連携（子どもの状況把握、相談）
- (6) 学校との緊密な連携及び地域の生活環境づくり
- (7) 施設・設備・備品の管理と環境整備
- (8) 子どもの生活を豊にするための遊びや活動の研究
- (9) 支援員として知り得た情報の守秘義務
- (10) 苦情受付

(11) その他放課後児童クラブの運営に必要な業務

(入所)

第7条 矢田野児童クラブに入所できる児童は、原則として小松市立矢田野小学校に通学する小学生の内、放課後の保育に欠ける児童とする。

2 通年利用（入所）を原則とするが臨時の利用（一時入所）も可能とする。

(通所)

第8条 送迎は、原則として行わない。

2 帰宅は閉所時間の前までに各児童ごとに定めた時間とする。

(開所時間)

第9条 この事業の開設時間は次のとおりとする。

通学日は、下校時～18時00分

土曜日、春休み、夏休み、冬休み期間は、8時00分～18時00分

(休日)

第10条 この事業の休日は（閉所）は次のとおりとする。

(1) 日曜日、祝日

(2) お盆休み（8/14～16）、年末年始（12/29～1/3）

(3) 風水害などの緊急災害発生の場合、学校の処置に伴って閉所する。

クラブ在所中に発生した場合、保護者に連絡の上、状況に応じて帰宅する。

(経費)

第11条 この事業の経費は、小松市からの委託料と利用する保護者からの入所負担金、利用料等で維持、運営費を賄うこととする。

(保護者が支払うべき額等)

第12条 事業所が保護者から徴収する額は次に掲げる額とする。

(1) 入所負担金

児童一人につき年額 800円（児童の保険料を含む）

(2) 利用料

児童一人につき月額6,000円とし、土曜日利用1日につき700円、学校の代休日利用1日につき1,000円 別途加算する。

学校の長期休暇期間（春休み・夏休み・冬休み）を利用した時、4月・7月
12月・1月・3月は月額7,000円とし、8月のみは月額9,000円とする。

(3) 前2号のほか、支援の内容により、実費を徴収することがある。この場合、あらかじめ、保護者に対し、支援の内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

(会計)

第13条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(保険)

第14条 この事業を行うに当たり、事業に対する保険、施設（建物等）に対する保険、支援員とクラブ児童に対する保険に加入する。

(定員)

第15条 事業所の利用定員は、70名とする。

(緊急時対応)

第16条 緊急時及び事故発生時における対応方法は、別に定めるマニュアルにより対応する。

(非常災害対策)

第17条 事業所は非常災害等に関する具体的計画を立て、関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回、必要な訓練等を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、児童の人権の擁護・虐待の防止等のために、次の措置を講じる。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 苦情解決体制の整備
- (3) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(その他運営に関する重要事項)

第19条 この規則の改正は、運営委員会の議決を要する。

付則

この規定は、平成28年4月1日から施行する。